

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月14日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー久喜店

埼玉県久喜市久喜中央四丁目1096番4号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 埼玉県の条例に基づき、看板などを設置し、利用者に対してアイドリングストップについて周知する必要性があります。そのため、看板の設置をお願いします。
- (2) 県道幸手久喜線と市道久喜4223号線の交差点部分において、市道久喜4223号線側に右折帯がないことから、青葉方面に向かう車両が信号待ちを行うことにより、出口②又は出入口⑥から出庫に時間を要する可能性があります。（第1駐車場内の出口が2か所から1か所になることにともない、従来県道に直接出ていた車両が出られず、駐車場で車両が滞留する可能性が高くなります。）
- (3) 新設される第2・第6駐車場の出入口部分がL型側溝となっているため、破損等した場合は、補修等をお願いします。

なお、既存の駐車場の出入口部分で同様なことがありましたら、補修等の措置をお願いします。

2 縦覧期間

令和8年8月14日から令和8年9月14日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター